

指導者 各位

愛知県テニス協会

スポーツ指導時における賠償責任保険のご案内

「スポーツ指導時における賠償責任」に関しての保険のご案内です。

昨今、スポーツ界における事故等の補償・賠償問題が多発しております。

道具や設備による事故は元より、熱中症の発症や突然死に対しまして、十分な注意力の範囲を超えたところに起因する場合があります。

指導者の事故に対する監督責任に関しましては充分の配慮をしていただくと共に、各指導者の責任において損害賠償責任保険に加入されることを推奨いたします。

加入に関する問い合わせ等がある指導者の方は、愛知県テニス協会が依頼をしている保険会社をお伝えいたします。

※紹介のみとなります。(保険代理店のエリアによっては、対応できない地域もあります。)

敬具

対象となる事故例

- ・指導中、安全確保を怠ったために通行人にボールが当たりケガをさせた。
- ・指導中に手本を見せる際、生徒にラケットが当たりケガをさせてしまった。
- ・指導中に生徒が熱中症で倒れ、指導者が管理上の賠償責任を負ってしまった。 等